○議長(稲葉昭宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第5、議案第30号 訴訟上の和解についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第30号は、訴訟上の和解についてであります。 詳細は担当課長をして説明します。

(産業建設課長 山本秀樹君 提案理由説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- ○10番(鈴木源一郎君) 和解の中身ですけれども、猿が屋根に登って害をするというのは、気の毒には違いないですけれども、そういうケースが、これは稀にあるケースで、ないかと言えば、そうじゃない。一般的にいっぱいあるわけですね。家の付近に樹木のないところでも樋を伝わるなどして屋根に登るということも平気で身が軽いものでやるということから見ると、こちらでこれを高所作業車か何かで、この前やったみたいに切るということにならざるを得ない。18万円ですか。かかるということになるわけですけれども、じゃあ、三浦方面とか、山口地区とかにこういうケースがほかにないのか・・。いっぱいあるということがあるもので、そういう点では、木を切る、被っている木を切るということ自体も過剰というか、解決策としてはどうかなと思うわけですけれど、そこはどうなんですか。
- ○産業建設課長(山本秀樹君) ここの場合は、すぐ・・、鈴木議員もご存じでしょうけれども、川の淵に家が建っていまして、家に被さっている木というのは、護岸のすぐ脇から生えているということで、境界立会等をしていないので、実際に境界がどこなのかというのは、はっきりしませんけれども、町の管理する川の護岸から生えている木ということも言えなくもない。そういう木が家の屋根に被さっているということは、もしかしたら、枝が落ちたりして壊す可能性もあるということで、町としては、そこは護岸に生えている木の管理ということから、行政サービスということであれば、枝を払いましょうというようなことで、今ま

でもそういう護岸の木が住家に被害を及ぼすような場合にはやっぱりそういう対応を取って きたケースもありますので、今回もそういう一つのケースということで対応してきたという ことでございます。

- ○10番(鈴木源一郎君) でも、そういうケースって、ほかの家も、隣の家もあるわけですね。屋根に登っちゃうと。家の中に猿が入って、よそから帰ってきたら家の中に入っていたと、家の中の食う物なども持ち出して、屋根に登っちゃったというようなケースだって、隣の家でもあるわけですよね。そこで、確かに気の毒には違いないですね。けれど、解決、妥結の・・、登る木を・・、山の木が、果たして・・、いま切ったのは確かに川の向こう側で、その物件から見れば川の向こう側なので、あまり関係がないところで切ったわけですけれど、今あるのは、屋敷あるいは接続したところに木があるわけですよね。だから、そういうものを整理してやる。切ってやるとか、登らないようにしてやるのは、過剰になるんじゃないかなと思うけどな。
- ○産業建設課長(山本秀樹君) 現場を見ていただけばわかると思いますけれど、護岸からすぐの所に木が立っていまして、通常あそこを民地だというとなかなか厳しいのかなという感じもしないでもないですけれども、いずれにしても、境は正式に立会もしていないので、その裏手の人の山かもしれないし、護岸の管理部分かもしれません。いずれにしても、護岸から、護岸のすぐ、もう立ち上がった所から生えているのは間違いないので、そういう所につきましては、護岸から生えている木等が各住家に危害を及ぼしているのであれば、そういう訴えとか、要望があれば、それにできる限り行政としては、町が管理すべき川の所から生えているものであれば、それは、住民サービスの一環としてやっていくべきではないかなと思います。

ただ、今回の場合は、これはあくまでも訴訟事件として訴えられてきたものですから、それなりの結論を出さなければなりません。

そういう中で、そこの部分については、果たしてちゃんと土地のあれから全部やってやるのかとか、そういうところから考えれば、通常今までやっている範囲の中で対応ができるものであれば、その辺は行政サービスの一環としての対応ということでやる範囲で、あとほかの請求等を放棄するのであれば、その辺でそれぞれ応諾した方がいいのではないかというような話もありましたので、今回は提案をさし上げているわけでございます。

ほかのところでも、そういうような事案があって、町が管理すべき所から生えているもので、民家に危害を及ぼすようなことになれば、それは町の責任でやらなければならないケー

スも多々出て来るのかなと思います。

静岡の松林が、下に住宅があって、松の木が落ちるなんていうので、昔ながらの松を切る のに、やっぱり河川を管理する県の方で切ったケースもありますので、一応そういうのは行 政の住民サービスの範囲内ということで、我われの方としてはとらえております。

○7番(関 唯彦君) こういうケースというのは過去にもありましたよね。

これは河川ですけれども、町の敷地から生えていた木に対して、隣の民家に及ぼしていて木を切ったというケースが過去にもあるんですけれど、この場合は、町の対応が悪かったのではないかなというふうに思うんですけれど。よっぽどでない限り、費用がかかる・・、訴えるということはやらないと思うんですよ。その辺でもう少し町の対応が、原告側と十分話し合って、十分その辺を考えて木を切っていれば、こういうことにならなかったと思うんですけれども、その対応が悪かったと私は思うんですけれど、その辺はしっかりしていたんでしょうかね。どうなんでしょうかね。

- ○産業建設課長(山本秀樹君) どこまでが必要だったかというのは、ちょっと今となればもう後付けの話になると思うんですけれども、当時は、担当が出向きまして、そして、本人とも話をして、届く範囲で切ればいいよということで、川のちょうど下流側ですね。下流側の方の木については、ちょうど胸の高さくらいで一応払いました。届くところは高所作業車を寝かして届く範囲でいいよということで最初は切ったということで、本人も了解していたようなんですけれども、その後、本人の方から「それじゃまだ違うんだよ」というふうに言い出したということで、その辺の話し合いが、町の方とすれば、本人の了解を得たので、それで良しとしたところが、その後、2カ月3カ月くらい経ってから本人の方から「違うよ」というふうな話があったということで、念押しをどの程度しておけば良かったのかなというのはありますが、我われの方としては、今後はこれを教訓として、文書とか、そういうもので取っていった方がいいのかなという思いはしております。ただ、この森さんにつきましては、今、住所等は山梨にあるわけですけれども、やっぱり向こうでもいろいろ訴訟は頻繁に起こされている方というようなことでございます。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○10番(鈴木源一郎君) こうした事例の解決案というか、妥結案というのは、猿が屋根に登る事例が誠に多いという状況の中で、このケースは、私のところにも相談がありましたけれど、都会人の感覚で気の毒には違いないですけれどね。都会人の感覚でそういうふうに解釈されるだろうけれども、事例としてはたくさんあると、わが町ではあるということから見

ると、甘いんじゃないかと、線が。

苦情を申し込んで、もめれば、町が切ってくれるというケースに今後もなりかねないというふうな、そこら辺のあれはどうですか。見解は。

○産業建設課長(山本秀樹君) 今回切るのは、あくまでも、そういう微妙なところから生えている木の枝が実際に屋根に被さっているわけです。そういうものが落ちる可能性も、実際細い枝なんかも落ちていますので、落ちる可能性もあるということから、行政サービスとして切るということで、あくまでも猿の被害自体は、今回の内容の中では、うちの方も認めていませんし、それももう既に話題の中で、その猿を・・、そこから渡ってくるどうのこうのの現象のものは、最後の方にはあまり重要視されてきておりません。

いずれにしても、被さっている木が、実際本人からすれば、枝なんかも落ちていて、猿も落ちる、枝も落ちる、そういうことから傷みがきたんだよというような話の中で、今後もそういう不安、危惧されるからというようなことでの行政サービスの一環として枝を切るということで踏み切ったというものでございます。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

- ○10番(鈴木源一郎君) 猿の害は何回か報告もされてきたところですけれど、結局こういうことで妥結したということで、妥結の中身も示されているわけですけれど、全体としては、私自身は不満な点が残るわけですけれども、解決策としては、やむを得ないだろうということで本案に賛成であります。
- ○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第30号 訴訟上の和解についての件を挙手により採決します。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。